

< 緊急事態宣言解除後の臨時休館延長について >

いつも県立スポーツ会館をご利用いただきありがとうございます。

さて、3月21日（日）に緊急事態宣言が解除されましたが、神奈川県より「リバウンド防止期間」として、改めて臨時休館の要請がありました。

つきましては、現在臨時休館としておりますが、引き続き4月21（水）まで臨時休館を延長することといたします。

なお、すでに4月21日（水）まで予約をされているご利用者様につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、活動の自粛をお願いいたします。

ご利用者様におかれましては、大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

【再延長期間の予約の扱い】

○利用のキャンセルについては利用料、ペナルティはかかりません。

予約システムはキャンセル手続きを行わず、そのままです。

【お問い合わせについて】

○9：00～17：00まで下記までご連絡ください。

指定管理者（公財）神奈川県スポーツ協会

電話：045-311-0653（代）

HP：<http://www.sports-kanagawa.com>